

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年10月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年10月から56年3月まで
② 昭和57年10月から63年12月まで

国民年金の加入手続についての記憶は無いものの、昭和54年7月ころ、送付されてきた納付書により、国民年金保険料を納付した。その後、未納となっていた昭和57年10月から63年12月までの期間の保険料については、自宅に集金に来ていた徴収員を通じて納付していたはずである。

このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によると、申立人は、申立期間①の前後の保険料について現年度納付していることが確認できることから、申立期間①の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

また、申立期間①当時、申立人と同居していた申立人の母及び兄は、申立期間①の保険料を納付している。

2 一方、申立期間②について、申立人は、毎月、集金に来ていた市の職員を通じて保険料を納付していたと主張しているが、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によると、少なくとも昭和57年度及び58年度の保険料については、過年度納付書が発行されている事実が確認できることから、申立人の主張と矛盾している。

また、申立期間②の一部の期間については、当時、同居していた申立人の母及び兄の保険料も未納となっている。

さらに、申立期間②については、6年以上の長期間にわたることから、行政側の瑕疵^{かし}によって保険料収納記録が消失したとも考え難い。

加えて、申立期間②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年3月まで

昭和50年に、国民年金保険料を特例納付により納付できるとの通知があったことから、A市のB機関に勤務する夫が、国民年金の加入手続を行い、その後、送付されてきた申立期間の納付書により、申立期間の1年分の保険料を納付した。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る大蔵省令様式の正規の歳入金納付書の「領収済通知書」を保有しており、記載されている納付保険料額（過年度）も、法定保険料額と一致している。

また、申立期間は12か月と短期間である上、申立人は、申立期間及び第3号被保険者期間を除き、保険料をすべて納付していることから、年金制度に対する意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人の国民年金加入手続及び保険料を納付していたとする申立人の夫は、申立期間の保険料を納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで
社会保険事務所（当時）で納付記録を確認したところ、昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料が未納とされていた。

私は、昭和 53 年 10 月に国民年金に任意加入後、国民年金第 3 号被保険者となるまで、保険料を未納なく納付していた。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3 か月と短期間であり、申立人は、申立期間及び国民年金第 3 号被保険者期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、昭和 53 年 10 月に A 社を退職後、直ちに国民年金の加入手続を行い、厚生年金保険被保険者との婚姻（昭和 53 年 10 月 * 日）に伴う被保険者の種別変更も行っていることから、年金制度に対する意識の高さがうかがえる。

また、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、申立人は、申立期間の前後について、保険料を現年度納付していることが確認できることから、申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人の夫は、申立期間当時、B 社に勤務し、収入に大きな変化は無かったと考えられることから、申立人に係る申立期間の保険料を納付するのに経済的な問題は無かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成2年7月から5年2月までの期間に係る標準報酬月額を26万円、11年11月から12年1月までの期間に係る標準報酬月額を34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月1日から2年7月1日まで
② 平成2年7月1日から5年3月1日まで
③ 平成5年3月1日から同年5月1日まで
④ 平成5年5月1日から11年11月1日まで
⑤ 平成11年11月1日から12年2月1日まで
⑥ 平成12年2月1日から同年10月26日まで

社会保険事務所（当時）にA社に勤務していた平成元年4月1日から5年5月1日までの期間及びB社に勤務していた同年5月1日から12年10月26日までの期間の標準報酬月額について照会したところ、受け取った給与の金額と大きく相違している記録となっていることが判明した。

このため、各申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額について、保険料控除額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準報酬月額を改定及び決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除してい

たと認められる厚生年金保険料額及び申立人の給与総支給額のそれぞれに見合う標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間②について、申立人から提出された給与明細書により、当時、申立人は、A社における厚生年金保険の被保険者として、給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるとともに、同給与明細書のうち、平成2年7月分、同年8月分、同年10月分及び同年11月分の給与明細書では、当該月の厚生年金保険料控除額が、それぞれオンライン記録により確認できる標準報酬月額より高い標準報酬月額に対応する保険料額であることのほか、当該月の給与総支給額が、それぞれ同記録により確認できる標準報酬月額より高い標準報酬月額に対応する金額であることが確認できる。

また、申立人から提出された給与明細書のうち、年度が不明の12月分、1月分、2月分、4月分、5月分、6月分及び11月分については、それぞれ記載されている総支給額並びに厚生年金保険料及び健康保険料の控除額が、前述の4か月分の給与明細書に記載されている額と同額であることから、それぞれ、前述の4か月に近接している平成2年12月分、3年1月分、同年2月分、同年4月分、同年5月分、同年6月分及び同年11月分であるものと推認できるほか、当該月の厚生年金保険料控除額が、それぞれオンライン記録により確認できる標準報酬月額より高い標準報酬月額に対応する保険料額であることが確認できる。

さらに、申立人から提出された給与明細書のうち、年度が不明の2月分及び4月分については、前述の4か月分及び7か月分の給与明細書に記載されている額と比較して、厚生年金保険料の控除額が同額であるほか、健康保険料の控除額が若干低い額であるため、それぞれ、前述の4か月及び7か月に近接し健康保険料率が若干低い期間に当たる、平成4年4月分及び5年2月分であるものと推認できるほか、当該月の厚生年金保険料控除額が、それぞれオンライン記録により確認できる標準報酬月額より高い標準報酬月額に対応する保険料額であることが確認できる。

加えて、前述の4か月分、7か月分及び2か月分の給与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額がすべて同額であることから、申立期間②のうち、給与明細書により確認することができない月の厚生年金保険料控除額についても、同額であったものと推認できる。

したがって、申立期間②に係る申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額又は給与総支給額により、平成2年7月から5年2月までの期間は26万円とすることが妥当である。

3 申立期間⑤について、申立人から提出された給与明細書により、当時、申立人は、B社における厚生年金保険の被保険者として、給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるとともに、申立人から提出された給与明細書のうち、平成11年11月分、同年12月分及び12年1月分の給与明細書では、当該月の厚生年金保険料控除額が、それぞれオンライン記録により確認できる標準報酬月額より高い標準報酬月額に対応する保険料額であることが確認できる。

したがって、申立期間⑤に係る申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額又は給与総支給額により、平成11年11月から12年1月までの期間は34万円とすることが妥当である。

4 なお、申立期間②及び⑤について、事業主が申立人の主張する標準報酬月額に見合う保険料を納付したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

5 申立期間①、③、④及び⑥のうち、給与明細書が残存している月については、給与総支給額に対応する標準報酬月額及び保険料控除額に対応する標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える額ではないことから、これを上回る標準報酬月額の認定はできない。

また、給与明細書が残存していない月については、保険料控除の事実を確認することができないところ、各申立期間を通じて給与総支給額及び保険料控除額が変動していることから、給与総支給額及び保険料控除額を推認することができないため、申立人が申立てに係る標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

さらに、申立人から提出された給与明細書のうち、年度が不明のもの並びに年度及び月が不明のものについては、時期を特定することができないため、申立人が申立てに係る標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人の申立期間①、③、④及び⑥について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和50年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月1日から同年5月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、D社の関連会社であるA社B工場に勤務していた期間のうち、昭和50年4月1日から同年5月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

昭和47年4月にD社に入社してから現在まで、関連会社を含め、同社に継続して勤務しているため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年4月にD社に入社し、その後間もなく同社の関連会社であるE社B工場に出向して以降、申立期間の前後を含む期間において、同じ場所にある工場において同じ業務に従事していたと主張しているところ、オンライン記録では、申立人は、同社において、同年4月21日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、50年4月1日に被保険者資格を喪失した後、A社B工場において同年5月1日に資格を取得しており、申立期間に被保険者資格を有していないことが確認できる。

しかし、雇用保険の被保険者記録により、申立人は、F社（A社の後継会社）B工場において、昭和50年4月1日に資格を取得し、同年6月30日に同社同工場を離職していることが確認できる上、D社から提出された個人台

帳においても、申立人が同社に入社後、関連会社を含め、継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立期間当時のA社B工場次長から、当時、同社は合併等で組織変更したが、同社同工場の場所及び業務内容について変更は無いとしている上、従業員は継続して勤務していた旨の証言が得られた。

加えて、申立期間当時のA社事務担当者から、当時、同社は継続して事業を行っていた旨のほか、従業員は厚生年金保険料を控除されていた旨の証言が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間中、A社B工場に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B工場における昭和50年5月のオンライン記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録では、A社B工場は、昭和50年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間は新規適用前の期間に当たるものの、E社B工場（A社B工場の商号変更前の名称）が適用事業所に該当しなくなった時点（昭和50年4月1日）及びA社B工場が新規に適用事業所となった時点（同年5月1日）において、それぞれ、申立人を含め5人以上の厚生年金保険被保険者がいたことが確認できること及び申立期間において従業員数が減少した状況は確認できないことから、申立期間当時、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において、適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったことから、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和20年5月1日から21年3月15日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を20年5月1日に、資格喪失日に係る記録を21年3月15日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を150円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間⑤に係る事業所における資格喪失日は、昭和43年12月21日であると認められることから、申立期間⑤に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間⑤の標準報酬月額については、5万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年5月1日から21年5月1日まで
② 昭和24年10月21日から同年12月21日まで
③ 昭和24年12月21日から25年1月1日まで
④ 昭和26年11月21日から28年10月21日まで
⑤ 昭和43年6月26日から同年12月21日まで

年金事務所に厚生年金保険加入記録を照会したところ、A社本社に勤務していた申立期間①、B社に勤務していた申立期間②、C社に勤務していた申立期間③、D社に勤務していた申立期間④及びE社に勤務していた申立期間⑤について、記録が無い旨の回答を受けた。それぞれ勤務していたことは間違いないので、各申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A社に係る申立期間①について、申立人が名前を挙げた同僚のうち、存

命中で連絡先の確認できた一人に照会したところ、申立人が、申立期間①において、A社本社にF担当者として、昭和21年5月ごろまで勤務していた旨及び自身と自身の夫もG部に勤務しており、取扱いに差は無かった旨の証言が得られた。

また、申立人が同じG部に勤務していたとして名前を挙げた同僚9人は、上記同僚及びその夫を含め、申立期間①のうち、少なくとも昭和21年3月15日までの期間において、A社本社の被保険者名簿に登載されていることが確認できる。

さらに、A社H所に係る被保険者名簿の申立人の欄の備考に「転勤」と記載されており、申立人の主張と一致する。

一方、申立人のA社における勤務について証言した同僚は、自身について、人員整理により昭和21年5月ないし6月ごろに同社を退職したと証言しており、申立人の主張と一致しているが、当該同僚の厚生年金保険加入記録を調査したところ、当該同僚は、21年3月15日に被保険者資格を喪失していることが同社に係る被保険者名簿により確認できる。

また、A社に係る被保険者名簿により、申立人が名前を挙げた9人のうち、上記同僚を含め、4人が、昭和21年3月15日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、これらのことから、申立人が退職したと主張する時期と近接した時期に、人員整理により退職した者については、同日付をもって被保険者資格を喪失させる取扱いであった可能性がうかがえる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和20年5月1日から21年3月15日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、A社の名簿にある、申立期間①当時に同社において被保険者資格を取得した、申立人と同年齢かつ同様の職務を担当している者における標準報酬月額記録から、当該期間の標準報酬月額については、150円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、仮に、事業主から申立人の当該期間に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者資格喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から申立てどおりの資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和20年5月から21年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 E社に係る申立期間⑤について、同社に係る被保険者名簿により、同社

が昭和 43 年 6 月 26 日に、業績不振による休業を原因として、厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できるが、同時に、申立人を含め、全喪時点で被保険者資格を有していた 4 人の資格喪失届は、その約 6 か月後の同年 12 月 21 日に、遡^{そきゆう}及して処理され、いったんは被保険者名簿に記載された、同年 10 月の標準報酬月額定時決定の記録も取り消されていることが確認できる。

また、E 社の同僚 4 人のうち、存命中で連絡先が判明した 3 人に照会したところ、1 人から、申立人は、申立期間⑤当時に I 担当者として勤務し、社会保険関係事務には関わっていなかった旨及び申立期間⑤当時の同社の経営は不振で、最後の数か月分の給与を受け取っていない旨の証言が得られた。

一方、申立期間⑤当時、厚生年金保険法第 6 条 1 項においては、厚生年金保険の強制適用事業所となる要件は、常時 5 人以上の従業員を使用する事業所とされていたが、上記同僚は、E 社が、申立期間⑤において従業員数は 4 人であったと証言しており、この要件は満たしていなかったものと考えられる。

しかし、厚生年金保険法は、申立期間⑤当時も第 7 条において、適用事業所が適用事業所としての要件に該当しなくなったときは、その事業所について、いわゆる任意適用の事業所としての認可があったものとみなす旨を規定している。当該規定は、第 6 条に規定する適用事業所であった事業所が従業員数の減少により、同条に規定する適用要件を満たさなくなった場合であっても、ただちに適用事業所でなくすることは被保険者の保護上好ましくないことであり、また、任意適用の申請を行わせる手続を省略するために、それらの事業所については、強制適用事業所に該当しなくなった日に任意適用事業所の認可があったものとみなして、引き続き適用事業所とすることになっていると解されている。

当該規定を前提にすると、同法第 7 条の規定の趣旨及び E 社は適用事業所ではなくなった昭和 43 年 6 月 26 日以降、申立期間⑤も、事業活動を継続し、従業員も 4 人いたと考えられることからみて、同社は、申立期間⑤においても、引き続き適用事業所として継続する意思があったと認められることから、任意適用の事業所として取り扱われるべきであり、申立人は、申立期間⑤において、厚生年金保険の被保険者であったと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人が昭和 43 年 6 月 26 日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の E 社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日を、申立人の被保険者資格喪失届が提出された日である同年 12 月 21 日に訂正することが必要である。

また、申立期間⑤の標準報酬月額については、申立人に係るE社における昭和43年5月の被保険者名簿の記録から、5万6,000円とすることが必要である。

- 3 B社に係る申立期間②について、同社に照会したところ、申立期間②当時の資料の保存が無く、申立人の勤務及び厚生年金保険の取扱いについては全く不明である旨の回答が得られた。

また、B社に係る被保険者名簿の、申立人が登載されたページの前後10ページに登載され、申立人と同日（昭和24年10月21日）に資格を喪失した同僚15人に照会したところ、4人から、戦後の不況により大規模な人員整理が行われ、自身も含め主に若年の者が同年10月に多数解雇された旨の回答が得られたほか、申立人が申立期間②において、同社に勤務していた旨の証言は得られなかった。

- 4 C社に係る申立期間③について、同社は、昭和35年8月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、法務局に閉鎖商業登記簿謄本を申請したところ、該当する会社が無い旨の回答が得られたことから、申立期間③の状況について照会することができない。

また、C社の申立期間③当時の代表者は、厚生年金保険の加入記録が無く、連絡先が不明であり、照会することができない。

さらに、申立期間③当時に被保険者資格を有していた同僚3人に照会したところ、2人から回答があり、うち申立人と同じくF担当であった1人から、入社後6か月程度は試用期間があり、社会保険に加入したのも入社6か月程度経過してからであった旨の証言が得られ、事実、当該同僚が証言している自身の入社日より、被保険者資格取得日は約5か月遅れている。

- 5 D社に係る申立期間④について、同社は、昭和29年3月14日に所在地を移転した後、53年2月26日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間④当時の代表者も既に死亡しているため、申立期間④当時の状況について照会することができない。

また、D社を吸収合併したI社は、平成12年に清算終了しており、申立人が名前を挙げている同僚でもある同社の代表者からは、回答が得られなかった。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚及び申立期間④当時に被保険者資格を有している昭和生まれの者計12人のうち、存命中で連絡先が判明した4人に照会し、3人から回答が得られたものの、申立人の勤務及び厚生年金保険加入に関する具体的な証言は得られなかった。

6 このほか、申立期間①のうち昭和 21 年 3 月 15 日から同年 5 月 1 日までの期間、申立期間②、申立期間③及び申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①のうち昭和 21 年 3 月 15 日から同年 5 月 1 日までの期間、申立期間②、申立期間③及び申立期間④に係る厚生年金保険料を各事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和48年8月15日に訂正し、同年8月の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月15日から同年9月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和48年8月15日から同年9月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、昭和30年5月の入社から63年3月の退職まで、A社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

労働局に照会したところ、申立人のA社に係る雇用保険被保険者記録は、資格取得日が昭和30年4月1日、離職日が平成4年7月31日となっている旨の回答が得られたことから、申立人が申立期間中に同社に勤務していたことが確認できる。

また、A社から提出された「社員名簿」により、申立人が昭和48年8月15日付けで同社B支店から同社本社へ異動したことが確認できる。

さらに、A社に照会したところ、申立人は、同社に継続して勤務していたので、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことは間違いない旨の回答が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間にA社本社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、昭和48年8月の標準報酬月額については、A社に係る健康保険

厚生年金保険被保険者名簿における申立人の同年9月の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から、申立期間当時、申立人の被保険者資格の届出を提出する際に誤りがあった旨の回答が得られたことから、事業主は昭和48年9月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和55年9月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年9月24日から同年10月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和55年9月24日から同年10月1日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

しかし、私は、昭和55年9月24日から間違いなくA社に勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていた給与明細書もあることから、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間にA社に勤務し、厚生年金保険料(2,920円)を給与から控除されていたことが確認できる。

また、A社に照会したところ、厚生年金保険料は翌月控除であったと思われること及び申立人に支給した給与から保険料を控除していたにもかかわらず、誤って、昭和55年10月1日付けで厚生年金保険被保険者資格取得の届出を提出した旨の証言が得られた。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成19年法律第131号)に基づき、標準報酬月額を改定及び決定し、これ

に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の申立期間の標準報酬月額については、申立人の給与明細書において確認できる保険料控除額により、8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立人について被保険者の資格取得日を誤って届け出た旨を認めていることから、事業主から社会保険事務所へ申立てどおりの被保険者資格の取得に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年2月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月から同年3月まで
社会保険事務所(当時)で納付記録を確認したところ、平成4年2月から同年3月までについて、国民年金保険料の納付事実が確認できなかった。
20歳となった平成4年*月ころ、母が、A市役所において、国民年金の加入手続を行い、申立期間に係る保険料を納付したはずである。
このため、申立期間について、保険料の納付事実が確認できないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が、平成4年*月ころに、国民年金の加入手続を行い、申立期間に係る保険料を納付したと主張しているが、申立人の申立期間当時の居住地を管轄する社会保険事務所において払い出される国民年金手帳記号は「*」であり、申立人には現在の基礎年金番号である厚生年金保険記号「*」の払い出し以外に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらず、事実、申立人が保管する年金手帳には、厚生年金保険記号番号のみが記載されていることから、申立期間については、国民年金被保険者資格を有していなかったため、保険料を納付することができない。

また、申立人は、申立人の母が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したと主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続に直接関与しておらず、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、申立期間の保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申

告書等) が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年6月から60年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年6月から60年9月まで
昭和59年5月に会社を退職した後、自営業をしていた父の手伝いをして
いた。申立期間については、父が、国民年金の加入手続を行い、国民年金保
険料を納付してくれていた。

このため、申立期間の保険料の納付事実が確認できないことに納得がいか
ない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、前後の強制加入者の国民年金手帳記号
番号から、平成8年5月ころと考えられ、この時点では、申立期間については
時効により保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立人の父が、申立期間当時に居住していたA市において
国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたと主張している
が、仮に、申立人の主張どおりであれば、申立人の国民年金手帳記号につい
ては、申立期間当時の居住地を管轄するB社会保険事務所（当時）において払い
出される「*」となるべきにもかかわらず、申立人が所持する国民年金手帳記
号は、C社会保険事務所（当時）管内の市町村に払い出される「*」であり、
別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえないことから、申立
内容には矛盾が認められる。

さらに、申立人は、申立人の父が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の
保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は国民年金の手続に直接
関与しておらず、申立人の父も既に他界しているため、申立期間当時の具体的
な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人が国民年金に加入したと考えられる平成8年5月ころの時点
では、特例納付制度は存在しないため、申立期間の保険料を納付することはで
きない。

その上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年7月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年7月から同年11月まで
社会保険事務所(当時)で納付記録を確認したところ、平成10年7月から同年11月までについて、国民年金保険料の納付事実が確認できなかった。
平成10年7月に会社を退職した後、保険料の納付書が届いたため、母が、郵便局において、同年8月から同年12月までの間に、2回ないし3回に分けて申立期間の保険料を納付してくれたはずである。
このため、申立期間について、保険料の納付事実が確認できないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年7月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、国民年金保険料の納付書が届いたため、申立人の母が、申立期間の保険料を納付したと主張しているが、オンライン記録により、申立人に対して、申立期間に係る国民年金の加入勧奨通知が同年9月24日に発行されている上、その最終通知が12年2月21日に発行されていることが確認でき、申立人が申立期間に係る国民年金の加入手続を行った形跡がうかがえないとともに、申立期間については、国民年金被保険者資格を有していなかったため、保険料の納付書が発行されたとは考え難いことから、申立人の主張には矛盾が認められる。

また、申立人は、申立期間の保険料を後からまとめて納付したことはないと言っており、申立期間の保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年12月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月から6年3月まで
20歳の時点では、A県B市にある全寮制の専門学校に入学していたので、同市に住んでいたが、C市に住む母が、C市かB市において私の国民年金の加入手続きを行い、C市内の郵便局で国民年金保険料を納付していたはずである。
このため、申立期間の保険料の納付事実が確認できないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、仮に申立人の主張どおりであれば、申立期間当時に申立人の居住地を管轄する社会保険事務所（当時）において払い出される国民年金手帳記号は「*」となるべきところであるにもかかわらず、申立人には現在の基礎年金番号である厚生年金保険記号（平成6年4月1日資格取得）以前に国民年金手帳記号番号が払出された形跡は見当たらず、申立期間については、国民年金被保険者資格を有していなかったため、納付書が発行されることは無く、保険料を納付することができない。

また、申立人は、申立人の母が、国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は国民年金の手続に直接関与しておらず、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人は、平成9年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことから、同日付で国民年金被保険者資格を取得していることが申立人の所持する国民年金手帳により確認できるが、この時点では、申立期間は時効となり保険料を納付することはできない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関係資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から52年3月まで
ねんきん特別便を確認したところ、昭和45年4月から52年3月までについて、国民年金保険料の納付事実が無かったことが判明した。

昭和44年1月に退職し、同年2月から国民年金に加入したが、婚姻後は保険料を納付していなかった。その後、昭和52年4月にA市において国民年金の加入手続きを行い、同市に居住していた間に、申立期間の保険料約5万円をまとめて納付したはずである。

このため、申立期間について、保険料の納付事実が確認できないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年4月に国民年金の加入手続きを行い、その後、申立期間に係る保険料を一括納付したと主張しているが、申立人が所持する年金手帳、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及び申立期間当時、申立人が居住していたA市が保管する国民年金被保険者名簿により、申立人が国民年金に任意加入した時期は、昭和52年4月1日であることが確認できる上、申立期間については厚生年金保険被保険者との婚姻（昭和44年10月*日）による任意加入期間であり、国民年金被保険者資格を有しておらず、制度上、さかのぼって国民年金の加入手続き及び保険料を納付することはできない。

また、申立人が国民年金に任意加入した昭和52年4月1日時点では、申立期間の保険料を納付する手段は無く、仮に、その後実施された第3回特例納付期間内（昭和53年7月1日から55年6月30日まで）に保険料を納付した場合、その保険料は、申立人が納付したと主張する保険料5万円と大きく相違することから、申立人の主張には矛盾が認められる。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年10月1日から23年9月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社(又はB社)に勤務していた昭和21年10月1日から23年9月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

昭和19年から36年までの間、いくつかあったA社の関連事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C県D市内の「A社(又はB社)」に勤務していたと主張していることから、オンライン記録により、「A社(又はB社)」を含む名称の厚生年金保険の適用事業所を検索したところ、申立期間において、「A社」という名称を含む適用事業所は見当たらない。

また、申立人が申立期間後に勤務していたE社(申立期間当時の名称は、F社)に照会したところ、申立人が勤務していたと思われるG社、F社、H社、A社I部及びJ社は、A社のグループ企業であるが、申立期間当時の資料は残存しておらず、申立人の申立期間に係る勤務については確認できない旨の回答が得られた。

さらに、A社のグループ企業のうち、申立期間に厚生年金保険の適用事業所であったF社(昭和17年6月1日に新規適用)及びK社(23年3月1日に新規適用)に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人が名前を挙げた3人のうち、連絡先の確認できた1人に照

会したところ、申立人について記憶しているものの、自身がA社のグループ企業であるK社に入社したのは、昭和23年7月30日であり、申立人のA社のグループ企業における勤務期間については不明である旨の回答が得られた。

また、申立期間当時、F社に勤務していた者のうち、連絡先の確認できた5人に照会したところ、2人から回答が得られたが、申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険加入についての具体的な証言は得られなかった。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていることを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月 1 日から 45 年 1 月 28 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 44 年 10 月 1 日から 45 年 1 月 28 日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、申立期間当時、先にA社に入社していた兄と一緒に仕事をしており、同社から健康保険証を受け取ったことや自身の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを記憶している。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時にA社に勤務していたことは、同僚及び申立人の兄の証言から推認できる。

一方、申立人及び同僚から名前が挙げられたA社の元事業主は、連絡先不明のため照会できない。また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載のある元事業主についても、連絡先不明のため照会できない。

また、申立期間に係るA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間を含む昭和44年2月6日以降に、同社において、被保険者資格を取得した者がいないことが確認できる。

さらに、申立期間当時にA社において厚生年金保険被保険者資格を有していた同僚14人のうち、存命中で連絡先が判明した5人に照会したところ、回答が得られた3人からは、申立人に係る厚生年金保険の加入に関する具体的な証言は得られなかった。

加えて、上記回答が得られた3人のうち、会計補助担当者から、A社が倒産

する直前の時期について、入退社する従業員の数が少なかったとしているほか、厚生年金保険料を滞納していたこともあり、新たに入社した従業員を厚生年金保険に加入させるのは厳しい状況であった旨の証言が得られた。

また、当該会計補助担当者から、申立期間当時の社会保険関係の取扱いについて、すべて社長が行っていたため、詳しいことは分からないものの、当時、同社には、臨時雇用の運転手があり、そのうちの数人に係る日雇失業保険の手続を行った記憶がある旨の証言が得られたことから、当時、同社には、正社員以外の従業員がいたことが推認できる。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年11月27日から36年4月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和31年11月27日から36年4月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。
しかし、上記期間について、A社に勤務していたことは間違いのないので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時にA社に勤務していたことは、同僚の証言から推認できる。

一方、申立期間当時、A社に勤務していた同僚13人のうち、存命中で連絡先の判明した8人に照会したところ、7人から回答が得られ、そのうちの2人から、自身は、同社にアルバイトとして勤務した後、正社員に登用され勤務していた旨の証言が得られ、事実、両者が正社員に登用された時期と資格取得した時期がそれぞれ一致していることから、同社においては、アルバイトについては厚生年金保険の対象外としていたものと考えられる。

また、上記回答のあった二人の同僚から、申立人は、申立期間当時、アルバイトとして勤務していた旨の証言が得られた。

さらに、A社の申立期間当時の事業主の連絡先が不明であるため、B社(A社の社名変更後の名称)の事業主に照会したところ、申立人の申立期間における勤務については確認できない旨及び厚生年金保険の取扱いについては不明である旨の回答のほか、申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

加えて、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、同社は、新たに昭和32年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となったことが確認でき、申立期

間のうち、同年10月1日より前の期間については、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 8 月 21 日から 16 年 5 月 20 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成 14 年 8 月 21 日から 16 年 5 月 20 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私が所持する公共職業安定所の雇用保険受給資格者証により、申立期間中、A社に勤務していたことは確認でき、本来、事業所に勤務しているのであれば、厚生年金保険に加入しているはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録及びA社の回答により、申立人が申立期間中に同社に勤務していたことが確認できる。

一方、申立人から提出されたA社の給与支給明細書によれば、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A社に照会したところ、申立期間当時、従業員を正社員という身分から契約社員に変更することで、厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる手続をした旨の回答が得られた。

さらに、申立人が名前を挙げている同僚二人に照会したところ、そのうちの一人からは、A社の事業主から、不景気のため、厚生年金保険から国民年金に変更してほしいと言われたとする旨の証言が得られたほか、一人からは、前述の証言に加え、会社からの要請に応じて契約社員となり、申立人と一緒に国民年金の加入手続を行った旨の証言が得られた。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。